

# 令和7年度デジタルナビゲーター養成研修

## 企画提案コンペ募集要項

### 1 趣旨

県では、組織パフォーマンスを最大化し、県民本位で質の高い行政サービスを実現するため、所属職員の中から、当該所属の取組を支援するデジタルナビゲーターを配置し、デジタルツールを活用して業務改革に取り組む「行政 DX」等を着実に推進・実践することとしている。

本業務委託ではデジタルナビゲーターが DX を進める上で必要になる知識を実践形式の研修で取得する。本募集要項は、企画提案の応募方法、審査及び選定方法、その他必要な事項を示すものである。

### 2 募集する企画提案の内容

- (1) 動画研修の提供
- (2) DX 実践研修
- (3) デジタルナビゲーター指導者養成研修  
(詳細については仕様書を参照)

### 3 事業実施期間

契約締結日から 2026 年(令和 8 年)3 月 31 日(火)まで

### 4 事業委託の経費

7,106 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

### 5 応募者の資格

本件に参加することができる資格を有する者は、単独企業もしくは企業グループで、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号。（以下「財務規則」という。））第 81 条の 3 に基づく兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者
- (3) 応募図書の受付締切日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者
- (6) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にない者
- (7) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記（1）から（6）の各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

### 6 応募手続

- (1) 募集要項等の配布

#### ア 配布期間

令和 7 年 11 月 27 日(木)から令和 7 年 12 月 4 日(木)まで（土曜日及び日曜日を除く）。  
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

募集要項等の郵送、メール送信などを希望する場合は、事務局に電話連絡又はメールのうえ手続きを確認すること。

イ 配布場所

「16 事務局」に同じ。

(2) 参加表明書

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参、郵送又は電子メールとする。

郵送の場合は、あらかじめ電話等により連絡すること（事務局は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする）。

イ 受付期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）。

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

郵送の場合は、令和7年12月4日（木）必着とする。

ウ 提出場所

「16 事務局」に同じ。

(3) 質問及び回答

ア 質問方法

所定の様式により行うこととし、持参、郵送又は電子メールにより送付する。

イ 受付期間

令和7年12月8日（月）から令和7年12月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く）。

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

郵送の場合は、令和7年12月9日（火）必着とする。

ウ 提出場所

「16 事務局」に同じ。

エ 回答方法

令和7年12月11日（木）から令和7年12月16日（火）までに、参加表明者全員への電子メール送信により行う

(4) 企画提案書

ア 提出方法

持参、郵送又はEメールとする。

イ 受付期間

令和7年12月17日（水）から令和7年12月23日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）。

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

郵送の場合は、令和7年12月22日（月）必着とする。

ウ 提出場所

「16 事務局」に同じ。

## 7 応募図書等

(1) 提案書類

この募集要項のほか、業務委託仕様書、様式、補足資料等の関連資料にもとづき作成のうえ、提出すること。

ア 企画提案応募申請書（様式第1号） 10部

イ 提案者概要（様式第2号） 10部

ウ 事業概要（任意様式：企画提案書要約版A4版2枚以内） 10部

エ 企画提案書（任意様式） 10部

オ 実施体制計画書（任意様式） 10部

カ 経費見積書（様式第3号） 10部  
キ 誓約書（様式第4号） 1部  
ク 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）  
名簿に登録されていない者については、本書類に代えて「応募者資格確認資料一式」（補足資料参照）  
ケ 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの）各1部  
①消費税又は地方消費税に滞納のない証明  
②全ての県税に滞納のない証明  
前記クに代えて提出する場合は、再度の提出は不要。

※その他、必要に応じて、追加資料を依頼することがある。

※企画提案に関して提出された書類等については返却しない。

## 8 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

## 9 参加の辞退

前記6(2)で参加表明書を提出した者は、書面審査を実施するまでは、辞退届（様式第5号）により参加を辞退することができる。参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 10 応募図書等の取り扱い

提案書類は審査のために使用し、応募者には返却しない。

提案書類の内容については原則非公開であるが、公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部または一部を公表することがある。

## 11 受託事業者の選考、決定及び通知の方法

### (1) 選考方法

応募のあった提案事業は、令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）の期間で書面審査を実施し、以下の点にポイントをおいて、総合的に評価し、選定する。

ア 有効性：仕様書に記載した趣旨に合致する内容であるか

イ 実現性：事業を円滑に遂行できる体制が確保できているか

ウ その他：事業への従事を予定する者は、十分な知見及び実績を有しているか

    独自性はあるか

    妥当かつ効率的な経費か

### (2) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず県から提案事業者等に対して文書により通知する。

### (3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ①「5 応募者の資格」に該当しない場合
- ②要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める
- ④応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

### (4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

## 12 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

## 13 委託契約の締結

- (1) 委託する業務内容については、提出資料の内容や審査結果等をもとに、県と協議のうえで詳細決定する。その際、業務内容や金額を一部変更する場合がある（契約内容については、補足資料のとおり）。
- (2) 契約の相手方となる事業者等は、財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。  
ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結する場合等）は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (3) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、兵庫県は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (4) 上記により契約を解除した場合、県は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 14 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務に当たっては、適宜、発注者と調整しながら行うこと。
- (2) 使用する映像等の著作物については、受託者において許諾を得るなどの適切な処理を行うこと。
- (3) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (4) 秘密の保持  
受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 損害賠償  
受託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 再委託の禁止  
本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

## 15 遵守事項

受託者は、本業務の履行中に不測の事態が生じたときは、直ちに発注者に連絡し、方策を協議すること。

## 16 事務局

兵庫県企画部デジタル改革課デジタル改革推進班  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 078-362-3040 ファックス 078-362-9027  
メール [digital@pref.hyogo.lg.jp](mailto:digital@pref.hyogo.lg.jp)

配布書類一覧

・募集要項（本資料）	A4版5ページ
・補足資料（応募者資格確認資料）	A4版1ページ
・補足資料（契約内容について）	A4版1ページ
・仕様書（本体）	A4版10ページ
・参加表明書様式	A4版1ページ
・質問書様式	A4版1ページ
・応募図書様式	A4版5ページ